

特許実務で一番大切なこと

会員 保科 敏夫



要 約

この小論は、特許裁判例を資料にしながら特許実務を見直し、特許実務の改善策を模索するものである。特許実務には、複数の人間の考え方反映する。創造、保護、活用と展開する中、関係する人間には技術に詳しい人もいるし、そうでない人もいる。それら複数の人のコミュニケーションの結果、特許の価値についての判断が生まれる。その判断は、特許明細書の記載に基づいて行われる。特許明細書の記載は、特許を受けるべき発明の把握の結果である。だから、発明の把握、および把握した発明の明確な説明こそ、特許実務で一番大切なことである。技術的に理解しやすい3つの特許裁判例を通して、それを示す。

目次

- はじめに
- 特許実務について
- 「貸ロッカーの硬貨投入口開閉装置」事件の検討
 - 事件のあらまし
 - 裁判所の判断
 - 裁判所の判断と権利化までの判断との違い
 - イ号装置を含ませるような方策
- 「施工面敷設ブロック」事件の検討
 - 事件のあらまし
 - 争点の「ブロック」の意義について
 - 技術的観点から「ブロック」を再検討
- 「流し台のシンク」事件の検討
 - 事件のあらまし
 - 争点の「傾斜面」の意義について
 - 出願審査段階の引用文献の技術を参考に考える
- おわりに

1. はじめに

「図書館で学ぶ知的財産講座」⁽¹⁾は、日本弁理士会関東会神奈川委員会が講師派遣を行う、知的財産権についての一般向けの人気の情報提供の場である。2024年度は全4回シリーズである。第1回から第3回までは、商標、特許、著作権について、基本および問題点を語る、いわば通常の講座である。それに対し、第4回は、知財検討会という名の下、「特許裁判例から何を学ぶか?」のテーマについて、講師と参加者とが意見交換を行う⁽²⁾。小生は、その第4回の講師あるいは進行役を承った。

第4回の講座のため、講義形式として、テーマに関連した複数の課題Qを設定し、それらのQについて、参加者および講師が意見を出し合うことにした。そして、複数のQの中の題材として実際の特許裁判例を取り上げ、それらの各裁判例を通して、「何を学ぶか?」を考えるように企てた。その企てのために選択した特許裁判例は、次の3つである。それら3つは、問題とする対象技術が比較的に理解しやすいことから、技術の理解の上に立つ意見交換が活発になるであろう。

その1：

昭和52年7月22日判決言渡

昭和50年(ワ)第2564号実用新案権侵害差止等請求事件

(貸ロッカーの硬貨投入口開閉装置)

その2：

平成17年7月7日判決言渡

平成16年(ワ)第7716号特許権侵害差止等請求事件

(施工面敷設ブロック)

その3：

平成23年1月31日判決言渡

平成22年(ネ)第10031号特許権侵害差止等請求控訴事件

(流し台のシンク)

これら3つの特許裁判例を改めて検討する中、「特許実務で一番大切なこと」を再確認することができた。この小論では、3つの各裁判例の再検討を通して、再確認した事項を明らかにしたい。それが、より良い特許実務を考える上で参考になる、と信じるからである。

2. 特許実務について

特許実務は、特許に関する実際の仕事であり、人間が密に関係するという特徴がある。平成14年制定の知的財産基本法は、知的財産について、創造、保護、活用という3つの段階を挙げている。創造段階の発端は、発明の誕生であり、そこには、発明者およびそれを取り巻く技術者が存在する。「生まれる発明、育てる弁理士」という標語があるように、かつて、知財専門家は、生まれた発明を育てることが主な仕事であった。しかし、今では、発明を生み出すうえでの相談なども知財専門家の明らかな仕事となっている⁽³⁾。

また、創造に続く保護の段階には、特許を受けるための出願手続き、および、適正な特許成立のため特許庁審査官(あるいは審判官)とやり取りする権利化手続きがある。このような保護の段階では、特許を受けようとする発明を適正に特定するうえで、発明者や企業の知財担当者と知財専門家の弁理士とのコミュニケーションが行われる。

さらに、特許の成立後の活用の段階を見ると、たとえば特許侵害訴訟において、各当事者本人、各当事者の代理人(弁理士、弁護士)のほか、裁判官が関与する。それらの関与者は、一般的に、それぞれのバックグラウンドが互いに異なる。

創造、保護、活用と展開する特許業務には、いろいろな力が求められる。たとえば、保護段階の出願手続きでは、特許を受けようとする発明を特定するために、弁理士のクレーム力、発明の位置づけを定める力、技術的特徴を見出す力、特許性を作り出す力が求められる。また、保護段階の権利化手続きでは、適正な特許を成立させるために、審査官の発明理解力、関連技術の抽出力、特許性有無の判断力、補正の妥当性、弁理士の対応力が求められる。そしてまた、活用段階の訴訟において、発明やイ号の理解力、相手への対応力および説得力が求められる。各段階で求められる力は、一朝一夕で得られるものではないし、それを読み理解する相手が大きく関係する。長年の実務経験から、特許業務の基本が人とのコミュニケーションにあることを確信する。

以下の特許裁判例は、人に伝える側で分かりやすいと考える説明が、伝えられる側では必ずしも理解しやすいものではないことを教える。特許裁判例は、バックグラウンドの異なる複数の人間が関与する場であり、それを検討することにより、特許実務の課題を明らかにし、より適正化する方策あるいは留意点を掴むことができる、と考える。

3. 「貸ロッカーの硬貨投入口開閉装置」事件の検討

昭和50年(ワ)第2564号実用新案権侵害差止等請求事件

3. 1 事件のあらまし

貸ロッカーの硬貨投入口開閉装置の登録実用新案は、ロッカーの使用中に誤ってコイン（硬貨）を投入することを防止する技術である。投入口は普段閉じ状態とし、コインを追加的に投入するとき、閉じ状態の投入口を鍵の動きを利用して開くという考え方である。そのクレームは、「鍵の挿入または抜取りにより硬貨投入口を開閉する遮蔽板を設けたことを特徴とする貸ロッカーの硬貨投入口開閉装置」である。このクレームに対する、明細書中の実施例は、鍵の挿入または抜取りに応じて遮蔽板を開閉するための中間機構としてクランク機構を利用した例の一つだけである。

それに対し、イ号装置は、「キーの挿入、抜取りによりカム板が前後動し、それに伴い上下動板が上下動し、遮蔽板を回動させて硬貨投入口を開閉する」ものである。

登録実用新案のクレームは、イ号装置におけるカム板や上下動板を含まない、つまり、それに限定されない内容である。文言解釈上、一般的に、イ号装置は、登録実用新案の技術的範囲に入る。しかし、裁判所は、「クレームの記載が課題の提示だけであり、抽象的であるため、その記載だけでは定めることができない」とし、「明細書の中味の記載に従い、その記載のとおりの内容のものとして、限定して解さなければならない」とした。その結果、イ号装置の「カム機構」と登録実用新案の「クランク機構」とのちがいから、イ号装置は登録実用新案の技術的範囲に属さない、とした。

3. 2 裁判所の判断

判断の主要な内容は、クレームの記載が抽象的であるので、クレームに加えて明細書等の記載にしたがって、それらの記載のとおりに限定的に解釈すべきということである。その点、判決文は、以下のように述べる。クレームに記載されていることは、「鍵の挿入または抜取りにより、貸ロッカーの硬貨投入口を開閉する装置を構成する課題の提示のみである」。この課題の解決のために鍵の挿入または抜取りという手段および遮蔽板という手段を具体的に挙げているので、課題の解決を示しているかのようにみられるが、各手段についての表現は、抽象的であり各手段が具体的にいかなる中間的機構を有すれば、鍵の挿入または抜取りという動作と遮蔽板の作動という動作とを連動させることができるかについては、クレームの記載のみによっては知ることができない。だから、明細書の考案の詳細な説明の項および図面の記載にしたがい、その記載のとおりの内容のものとして、限定して解さなければならない。したがって、クレームの記載の考案の構成要件を具備した装置がすべてその考案の技術的範囲内にあるものということはできない、という。この判断に基づいて、カム機構という別の中間的機構を用いるイ号装置は、中間的機構としてクランク機構を用いるこの考案の技術的範囲に属さない、と結論づける。

3. 3 裁判所の判断と権利化までの判断との違い

裁判所がいう「クレームの記載が…抽象的である」ことは、考案特定事項が不足し、考案が不明確であることを意味する。しかし、クレームに記載の考案が明確か否かは、特許庁の審査段階ではクリアした事項である⁽⁴⁾。「鍵の挿入または抜取りにより硬貨投入口を開閉する遮蔽板を設けた」という技術的事項について、裁判所は「課題の提示のみ」と判断したのに対し、権利者（出願人）および特許庁審査官は、その記載内容が権利化に値する（つまり、明確性をもクリアする）と考えた。同じ記載内容について、読む人によって判断が異なったのである。

この判断の違いがなぜ生じたのか。登録明細書の考案の詳細な説明の項に、「施錠解錠によって硬貨投入口を開閉する硬貨投入口開閉装置も知られているが」という記載があり、また、審査段階で、引用文献としてUSP3050169と特公昭39-11411号が挙がっている。それらの引用文献は、鍵を回しドアを閉じることによって投入口を閉じるものを示している。その点、この考案の「鍵の挿入または抜取りにより硬貨投入口を開閉する」という技術的事項は、引用文献におけるような「施錠解錠」を伴う技術とは異なる。そこで、「施錠解錠」を伴わない考案は、権利化に値すると判断されたと理解することができる。しかし、上の「鍵の挿入により開」という表現は、あやふやと理解することもできる。なぜなら、「鍵の挿入または抜取り」という表現では、“施錠解錠する操作”との違いが明確ではないという見方もできるからである。

3. 4 イ号装置を含ませるような方策

第1の方策は、鍵の動きを明確にする方法である。鍵の動作には、鍵の軸線方向に沿う直線的な動きと、鍵の軸線回りの動きとがあり、前者の直線的な動きは、鍵の施錠、解錠に無関係であるのに対し、後者の軸線回りの動きは、鍵の施錠、解錠を伴う。引用文献では、後者の軸線回りの動きを利用し、硬貨投入口を遮蔽しているのに対し、この考案は、前者の直線的な動きを利用し、硬貨投入口を遮蔽していると理解することができる。すなわち、引用文献は、施錠解錠を伴う動きであるのに対し、この考案は、それとは異なり、施錠解錠とは無関係な直線的な動きで硬貨投入口を開くという特徴をもつ⁽⁵⁾。権利化する考案について、鍵の動きの面からの技術的特徴を表に出すことにより、イ号装置を技術的範囲に含ませることができる。

また、第2の方策は、技術的思想の創作を方法の観点から捉えることである。該当の実用新案公報の記載内容の範囲で、保護を受けるべき創作を把握するとき、そこに次のような考え方を見出す。

考え方1：硬貨投入口を普段は閉じ状態にし、無用な硬貨の投入を防ぐ

考え方2：鍵の二つの動き、つまり、軸線方向に沿う直線的な動きと、軸線回りの動きとに着目し、鍵の施錠解錠に無関係な直線的な動きを利用して、閉じ状態の硬貨投入口を開き状態にする

これらの二つの考え方のうち、考え方1は引用文献1や2で知られているようだ。保護を受けるに値する考え方は考え方2、特に、硬貨投入口を開き状態にするため、「鍵の施錠解錠に無関係な直線的な動きを利用」するという特徴である。

そこで、保護すべき創作について、・硬貨投入口を普段は閉じ状態にした貸ロッカーを前提とし、・鍵の二つの動きのうち、直線的な動きを利用して、硬貨投入口を開く、というクレーム内容を見出すことができる。鍵の二つの動きのうち、特定の一方に着目した点から、明確な技術的思想として理解することができる、と考える。このように把握する技術的思想は、物の創作として表すこともできるし、方法の創作として表すこともできる⁽⁶⁾。

第1の方策、第2の方策は、いずれも発明者（考案者）から提案された創作内容について、いかなる発明あるいは考案として把握するかに密に関連する。

4. 「施工面敷設ブロック」事件の検討

平成16年（ワ）第7716号特許権侵害差止等請求事件

4. 1 事件のあらまし

施工面敷設ブロックの特許（第1997204号、特公平7-11121）をもつ原告が、「自然石亀甲金網護岸工法KSネット」の製品を製造販売する被告を訴えた侵害差止等請求事件である。

原告の特許発明は、施工面への馴染性のあるネットに対し、覆工のためのブロックを結合する技術である。そのメインクレームは、「ネットの経糸又は緯糸にブロックの敷設面に設けた引留具を通し掛けにして多数のブロックをネットに結合し、該ネットを以って施工面に敷設する構成としたことを特徴とする施工面敷設ブロック」である。それに対し、被告の製品は、ネットが亀甲金網であり、覆工のための部材は自然石である。

一つの争点は、被告製品における「亀甲金網（ネット）」が原告特許における「経糸、緯糸からなるネット」に該当するか、また一つの争点は、被告製品における「自然石」が原告特許における「ブロック」に該当するか、である⁽⁷⁾。一方の争点は別として、他方の「ブロック」の点について、裁判所は、発明の詳細な説明や図面に「自然石」の記載も示唆もないことから、原告の特許発明のクレームにおける「ブロック」は、「コンクリートブロック」およびそれに類する人工素材から成る成形品であって、人工素材とはいえない「自然石」を含まない、と判断した。

4. 2 争点の「ブロック」の意義について

この「ブロック」について、裁判所は、「その特許請求の範囲の記載だけではその内容が一義的に明らかにならないのであるから、本件明細書の特許請求の範囲以外の部分の記載及び図面を参照して、その意義を解釈すべきである。」と述べる。この言は、特許法第70条第2項に基づく一般的な解釈基準である。クレームを作成する側から

すれば、特許請求の範囲を一義的に明らかになるような記載を模索すること、そしてまた、一義的な記載が困難であるなら、その記載に対応する明細書の記載で不十分な部分を補填すること、を再確認させられる言である。

特許明細書を見ると、「ブロックで覆工」というブロックの技術的意義の言及のほか、「ブロック」の例は、コンクリートブロックのほか、人工素材による成形品だけであり、自然石への言及はない。この点からすれば、「ブロック」には自然石を含まないという判断は妥当であると考えられる。

しかし、技術的思想としての発明の視点で見ると、なぜ明細書で「ブロック」についてさらなる突っ込みがなったのか、疑問が生じる。そのような疑問を繙きながら、特許を受けるべき発明の把握の大切さを述べたい。

4. 3 技術的思想の観点から「ブロック」を再検討

本件明細書の発明の詳細の説明の記載を参照して、特許発明の施工面敷設ブロックの本質を探りながら、問題の「ブロック」について再検討したい。なぜなら、発明の記載を何度も読んでも発明の本質を確定的にはつかみ取ることができないからである。

まず、覆工のためのブロックは、施工面を覆う部材であり、施工面の凹凸に馴染み敷設できるようなものが好ましい。ブロックを単に敷設する工事形態、あるいは、塩ビやゴムのシート表面に接着したブロック形態では、施工面に対する馴染性が良好とはいえない。その点、ネットは、馴染性にすぐれている。この発明の考え方の基本は、施工面に対する馴染性にすぐれたネットを用いることにあるのではないだろうか。実際の説明の中には、経糸、緯糸を含むネットのみを見出しが、弾力があり馴染性を生み出す、多種類の金属製、樹脂製のネットも適合すると思う。その中には、イ号製品の亀甲金網も含まれるであろう。

また、施工面を覆う部材である「ブロック」は、覆う機能の点から、平面的な縦、横の大きさに比べて高さが小さいことが好ましいのではないだろうか。コンクリートブロックなどの成形品は、特に適しているが、自然石でも、敷設面が比較的に平らな石を選択して用いることができるし、敷設面を少し加工して用いることもできるだろう。イ号製品における長野物件や岩手物件を見ると、自然石といっても「敷設面が比較的に平らな自然石」であることが目に留まる⁽⁸⁾。

「ブロック」を「ネット」に結合する手段として、「引留具」が出てくる。「引留具」を成形品に固定することは容易である。他方、自然石に「引留具」を固定することは、手間はかかるだろうが、一般的な作業範囲である。「引留具」の固定の視点からは、成形品は有利であるが、自然石が排除されるわけではない。このような思考は、河川等の護岸工事における法面覆工の工法として、コンクリートブロックを用いる工法と自然石を用いる工法とが、出願以前から知られていたようであるから、特許を受けるべき発明を考える際に検討する内容の一つであろう。

裁判所は、クレームの記載や明細書等の記載に基づいて判断をするのであるから、クレームや明細書等の記載、別にいうと、特許を受けるべき発明を特定する内容の記載、それが特許実務の中で一番大切なことである、と確信する。

5. 「流し台のシンク」事件の検討

平成 22 年（ネ）第 10031 号特許権侵害差止等請求控訴事件⁽⁹⁾

5. 1 事件のあらまし

流し台のシンクの特許第 3169870 号をもつ控訴人（原審原告）が、原審における原判決の変更を求めて被控訴人（原審被告）を訴えた侵害差止等請求控訴事件である。流し台のシンクの特許発明は、2 つの考え方を含む。一つは、シンクの深さ方向の互いに異なる高さ位置の上側段部と中側段部に、同一のプレートを掛け渡すように載置できるようにするという考え方である。また、もう一つは、上側段部と中側段部との前後の間隔をほぼ同一にするため、後方側の壁面中、上側段部と中側段部との間が、下方に向かうにつれて、奥に向かって延びる傾斜面となるようにするという考え方である。

イ号物件は、シンクの前後の垂直な壁面上、上部に上側凸条、深さ方向の中程に中側凸条があり、それらの上側

凸条の高さ位置、および中側凸条の高さ位置に同一のプレートを掛け渡すように載置できる構成である。端的にいえば、垂直な壁面上の上側および中側の各凸条は、壁面の高さ方向にワンポイント的に配置され、各凸条の下面部分に傾斜面を備えている。

この控訴審の争点は、原審と同様、特許発明における「下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面」を含む構成要件を充足するか否かである。控訴審の判断は、原審の判断とは異なり、構成要件を充足する、とのことである。その理由は、争点に関する「傾斜面」の意義について、後方側の壁面の形状は、上側段部の前後の間隔と中側段部の前後の間隔とを容易に同一にすることができるものであれば足りるという捉え方にある。

5. 2 争点の「傾斜面」の意義について

控訴審の裁判官は、出願後に加わった特定の「傾斜面」という技術的事項は、補正前からの事項「上側段部の前後の間隔と中側段部の前後の間隔とがほぼ同一に形成され」ということを補足するだけである、との見方である。その点、その技術的事項が、審査官からの拒絶理由の発明の進歩性をクリアするために加わったという経過をみる限り、一般的には合点がいかないことである。「傾斜面」に関する技術的事項について、原審では、一定の広がりを有する「内部空間」を生み出すという技術的意義を伴って解釈し、また、特許庁の判定では、上側段部と中側段部との間を全体としてみた場合、「傾斜面」は、その主たる部分であると解釈した。控訴審での解釈は、それら附加的な事項を含まない、まったく別の解釈である。

技術的思想である発明について、同じ表現の技術的事項が、判断する人によって異なる解釈を生むことは好ましいことではない。特許の信頼性を確保するためには、そのような解釈の相違が生じないようにすることが求められる。有効な対策は、クレームおよび明細書の記載をより明確にすることである。その点、技術的思想には、技術的意義が伴うのであるから、クレームの記載にそれを含めることが妥当である。すなわち、クレームや明細書等の記載、別にいうと、特許を受けるべき発明を特定する内容の記載には、解決すべき手段に加えて、その手段がもつ技術的意義をも含ませることが妥当、と考える。

5. 3 出願審査段階の引用文献の技術を参考に考える

出願の審査段階において、発明の進歩性を否定するために、2つの引用文献、つまり、第1引用文献と第2引用文献とが挙がった。第1引用文献（特開平07-204113号公報）は、互いに異なる高さの上段にまな板、下段に水切り板、つまり、異なる高さ位置に互いに異なるプレートを配置することを示す。また、第2引用文献（特開平02-144009号公報）は、シンクの同じ場所ではなく、シンクの周辺の一側に高段部、シンクの周辺の他側に低段部の互いに異なる場所にプレート載置部を配置することを示す。これらの両引用文献は、シンクの同じ場所の互いに異なる高さ位置に、同じプレートを選択的に載置するということは何も示さない。

特許庁審査官は、当初記載の請求項1の発明に対し、上の2つの引用文献に基づいて発明の進歩性を否定した。それと同時に、審査官は、「傾斜面」を含む請求項2の発明については、特許性を認めるという見解を示した。そこで、出願人は、当初の請求項1に対し、請求項2の「傾斜面」を内容的に幾分か絞った技術的事項を加えることにより、流し台のシンクの特許第3169870号が生まれた。

特許庁審査官の見解は、懲諭といえるもので、それに応じるのは一般的である。しかし、第1および第2の両引用文献は、シンクの同じ場所の互いに異なる高さ位置に、同じプレートを選択的に載置するということは何も示さないのだから、それを考慮した補正、つまり、「傾斜面」に関する技術的事項を限定せずに権利化を図ることも考えられる。「傾斜面」の限定のない「流し台のシンク」は、イ号物件を押さえると、誰もが判断するであろう。

6. おわりに

以上、3つの特許裁判例について、通常の分析あるいは考察の手法とは少し異なる見方で検討した。その検討の間、特許の信頼性を増すために力を注ぎ留意すべきことは、特許を受けるべき発明の的確な把握、ならびに、把握した発明についての読み手を考慮した明確な説明および表現にあることを痛感した。発明の把握こそ、特許実務で

一番大切なことである。この小論は、この思いを読む人に伝えるレターである。

(注)

- (1)「図書館で学ぶ知的財産講座」は、日本弁理士会関東会、神奈川県立川崎図書館、神奈川県立産業技術総合研究所の共催による講座である。この講座は、知的財産権について弁理士が分かりやすく説明する場であり、複数年継続している。詳しくは、神奈川県立川崎図書館のHPを参照されたい。
- (2)知財検討会は、講師が参加者に向かって語る一方向性の研修とは異なり、講師が発した質問あるいは課題Qについて、参加者が意見を出し合う双方向性の研修である。そうした双方向性の研修は、参加者と講師とが一緒になって考えることになる。知財の基本に沿う研修である、と信じる。
- (3)弁理士法第4条第3項の付加的な業務として、3号「発明、考案、意匠若しくは商標（これらに関する権利に関する手続であって既に特許庁に継続しているものに係るものを除く。）…の保護に関する相談に応ずること。」が明記されている。
- (4)現行の特許・実用新案審査基準は、明確性要件の判断について、明確性違反の類型の一つとして、「発明特定事項の技術的意味を当業者が理解できず、さらに、出願時の技術常識を考慮すると発明特定事項が不足していることが明らかであるため、発明が不明確となる場合」を挙げている。
- (5)拙著「明細書再考 一均等論／機能的記載を考慮して」パテント2002、Vol.55、No.9、において、同様な見方を示した。
- (6)クレームに記載すべき事項に関連して、明細書の記載事項について、いくつか検討することになろう。クレームの記載だけでなく、明細書の記載については、保護すべき創作を検討する人によって姿を変えることは必然的である。たとえば、硬貨投入口を開閉する手段として、実施例のようなレバーの揺動運動のほか、上下あるいは左右の直線的なスライド運動を考える人もあろう。また、普段の閉じ状態を維持するための手段として、ばね以外のものを考える人もいるかも知れない。さらには、動きを伝達する中間的な機構として、実施例のクランク機構、イ号装置のカム機構以外のリンク機構を考える人もいるだろう。そのような考える内容の違いにより、結果的にクレームに記載する内容が大きく変わることもある。技術的思想の把握は、提案の中から潜まれた考え方を見出すことの喜びだけでなく、見出した考え方に対する手段を考える点で変化性に富み、興味がつきないものである。
- (7)さらなる争点として、均等の視点からの争いがあった。その点、裁判所は、『被告製品の「自然石」と本件発明の「ブロック」との差異は、本件発明の本質的な差異であり、本件発明の「ブロック」を「自然石」に置き換えることによっては、本件発明の目的も、同一の作用効果も奏することはできないものであることは明らかである。よって、被告製品の「自然石」の構成は、本件発明の「ブロック」とは均等なものであると解することはできない。』という。
- (8)この気づきは、拙著「リバーゼ判決の再考 一明細書を作成する立場から」パテント2007、Vol.60、No.5においても紹介した。
- (9)流し台のシンクの特許発明が絡む事件は、3つある。原審である東京地裁の平成21年(ワ)第5610号特許権侵害差止等請求事件、ここで対象とする控訴審、それに、特許庁の判定2011-600010号の判定請求事件である。拙著「流し台のシンク事件を通して特許実務を考える」パテント2023、Vol.76、No.6、は、それらの3つの事件を比較し考察している。

(原稿受領 2025.2.12)